

政令第三百三十四号

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）の施行に伴い、並びに地方  
財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第三項、第四項第一号及び第七項、第五条の四第一項第一  
号並びに第五条の八並びに総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第十七条の規定に基づき、この政令  
を制定する。

（地方財政法施行令の一部改正）

第一条 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号中「及び第七条」を削り、同条第四項ただし書中「場合については」を「場合は」に  
改める。

第四条中「百分の十六」を「百分の十八」に改める。

第七条から第九条までを次のように改める。

（特定公的資金の種類）

第七条 法第五条の三第三項に規定する政令で定める公的資金は、次に掲げる資金とする。

一 財政融資資金（地方公共団体が次に掲げる者に対して、それぞれ次に定める費用に充てるため、貸付けを行う場合に必要となる資金を除く。）

イ 国土交通大臣が港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第二条に規定する基準に適合すると認める者 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の七第一項の規定による資金の貸付けが行われる同条第二項に規定する特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用

ロ 港湾法第四十三条の十一第十二項に規定する港湾運営会社（同法附則第二十六項（同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。）の規定により同条第十二項に規定する港湾運営会社とみなされる同法附則第二十項に規定する特例港湾運営会社を含む。） 同法第五十五条の九第一

項の規定による資金の貸付けが行われる同項に規定する港湾施設の建設又は改良に要する費用

ハ 独立行政法人奄美群島振興開発基金 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十二条第二号又は第三号に掲げる業務に要する費用

ニ 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社 道路整備特別

措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項の規定による資金の貸付けが行われる同法第十

二条第一項の許可に係る同項に規定する指定都市高速道路の新設又は改築に要する費用

ホ 独立行政法人空港周辺整備機構 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関

する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条の規定による資金の貸付けが行われる同法第二  
十八条第一項第二号に掲げる業務に要する費用

ヘ 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第三条第三項に規定する  
指定会社 同法第六条第一項の規定による資金の貸付けが行われる同法第二条第一項に規定する外  
貿埠頭の建設又は改良に要する費用

## 二 地方公共団体金融機構の資金

### 第八条及び第九条 削除

第十条中「公営企業」の下に「（法第五条第一号に規定する公営企業をいう。以下同じ。）」を加える。

第十四条第一号中「法適用企業」の下に「（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二  
条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二

号中「法非適用企業」の下に「（第四十六条各号に掲げる事業を行う公営企業のうち、法適用企業以外のものをいう。以下同じ。）」を加える。

第十八条の次に次の一条を加える。

（公的資金の種類）

第十八条の二 法第五条の三第七項に規定する政令で定める公的資金は、次に掲げる資金とする。

一 財政融資資金

二 地方公共団体金融機構の資金

三 前二号に掲げるもののほか、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又

は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法

律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）が、法令の規定に基づき、

特定の事業を行う地方公共団体に対して貸し付ける資金

第十九条中「第五条の三第十項ただし書」を「第五条の三第九項ただし書」に改める。

第二十条第一項から第三項までの規定中「第五条の三第十項」を「第五条の三第十一項」に改める。

第二十一条第一項中「及び」を「又は」に改め、「又は」の下に「起こそうとし、若しくは起こした地方債の」を加え、同条第四項中「及び前項」を「又は前項」に、「ときは、当該許可及び」を「ときは、当該許可又は」に改め、同項ただし書中「及び」を「又は」に、「場合については」を「場合は」に改める。

第三十条第一項中「第五条の三及び第五条の四」を「第五条の三第三項及び第五条の四第一項」に改め、「第八条及び」を削り、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、同項の表第八条の項を削り、同条第二項中「第十五条及び」を「第十五条第一項及び」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、同条第三項中「第十六条及び」を「第十六条第一項及び」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加える。

第三十一条中「並びに第八条（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定」を削る。

附則第三条第一項中「、又は」の下に「起こそうとし、若しくは起こした地方債の」を加え、同条第四

項中「及び前項」を「又は前項」に、「ときは、当該許可及び」を「ときは、当該許可又は」に改め、同項ただし書中「及び」を「又は」に、「場合については」を「場合は」に改める。

附則第四条第一項中「又は」の下に「起こそうとし、若しくは起こした地方債の」を加える。

附則第五条第一項中「又は」の下に「起こそうとし、若しくは起こした地方債の」を加え、同条第四項中「及び前項」を「又は前項」に、「ときは、当該許可及び」を「ときは、当該許可又は」に改め、同項ただし書中「及び」を「又は」に、「場合については」を「場合は」に改める。

附則第九条を削る。

附則第十条第一項中「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度」を「平成二十四年度及び平成二十五年度」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第十一条を削る。

附則第十二条中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、同条の表第十三条第一号イの項中「同法」を削り、同条を附則第十条とする。

附則第十三条中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、同条の表第十三条第一号イの項中「同法」を

削り、同条を附則第十一条とする。

附則第十四条を削る。

附則第十五条中「附則第十条第二項及び第十三条」を「附則第九条第二項及び第十一条」に改め、同条を附則第十二条とする。

附則第十六条中「附則第十三条」を「附則第十一条」に改め、同条を附則第十三条とし、附則第十七条を附則第十四条とする。

(総務省組織令及び財務省組織令の一部改正)

第二条 次に掲げる政令の規定中「第五条の三第十一項」を「第五条の三第十項」に改める。

一 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第五十九条第四号

二 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第五十五条第五号

(地方財政審議会令の一部改正)

第三条 地方財政審議会令（平成十二年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の表平成二十六年三月三十一日の項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月

三十一日」に改め、同表平成二十八年三月三十一日の項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正)

2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し中「平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に改め、同条中「平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に、「附則第十五条」を「附則第十二条」に、「附則第十条第二項及び第十三条」を「附則第九条第二項及び第十一条」に、「附則第十三条」を「附則第十一条」に改める。

附則第五条中「附則第十六条」を「附則第十三条」に、「附則第十三条」を「附則第十一条」に改める。



附則第六条（見出しを含む。）中「平成二十七年及び」を削る。

## 理由

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方債の協議不要対象団体の要件の緩和に関し、地方財政法第五条の三第三項及び第七項に規定する公的資金を定める等関係政令の規定の整備を行うほか、協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値を変更する必要があるからである。